

令和3年9月10日

公益社団法人及び公益財団法人 代表者 様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
総務課

「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための  
集中的な対策について（依頼）

令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症の感染状況が依然として高い水準にあることから、本県を対象区域に含む緊急事態宣言の延長が決定されました。

本県では、感染の再拡大や医療提供体制のひっ迫を回避し、重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のとおり「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に取り組むこととしました。

つきましては、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第45条第2項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて、各法人におかれましては、「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴法人の構成員の皆様に周知してください。

担当 総務局総務課（公益法人担当）  
電話 082-513-2246（ダイヤルイン）